



飯山市  
プレスリリース

飯山市役所 総務部 事業戦略課 情報政策係  
住所：飯山市大字飯山1110-1  
Tel：0269-67-0724（課代表） Fax：0269-62-5990  
E-mail：[senryaku@city.iiyama.nagano.jp](mailto:senryaku@city.iiyama.nagano.jp)

令和6年（2024年）6月19日発信

報道関係者 各位

## 地方自治法の一部を改正する法律の成立に対する市長見解

本日、「地方自治法の一部を改正する法律案」可決成立に対する市長の見解をホームページに掲載しましたのでご報告します。

ホームページアドレス：

<https://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/senryaku/hisyo/55229/56988>

見解の内容については、別添のとおりです。

### <担当課>

飯山市 総務部 事業戦略課 秘書係  
（課長）木村 （担当者）丸山  
住所：飯山市大字飯山1110-1  
電話：0269-67-0724  
ファクシミリ：0269-62-5990  
電子メール：[senryaku@city.iiyama.nagano.jp](mailto:senryaku@city.iiyama.nagano.jp)

<https://www.city.iiyama.nagano.jp/>

## 地方自治法の一部を改正する法律の成立を受けて

令和6年(2024年)6月19日

飯山市長 江沢 岸生

本日、「地方自治法の一部を改正する法律案」が可決成立しました。

2000年施行の地方分権一括法において、国と地方の関係は「対等・協力」の関係とされています。

今回の地方自治法の改正は、個別法に規定がなくても「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」において国が自治体に対し必要な指示ができる仕組みの創設を柱としたものです。

しかしながら、国の指示権が発動される非常事態の範囲が曖昧であり、また、自治体の自由度が高い「自治事務」も対象であることから、地方の自主性及び自立性を明記した地方自治法の趣旨を損なう恐れがあるものと考えられます。

指示権の行使に際しては、極めて慎重に行われなければならないものと考えます。

私は、住民に最も近い基礎自治体の長として、住民の声に耳を傾け、「対等・協力」という立場のもと、国に対して伝えるべきことはしっかりと伝えていく所存です。

また、国は住民に一番身近な行政機関である市町村を最大限支援する立場であり続けるよう求めるものです。